

令和3年度農業機械利用技能研修実施要領

1 目的

本県農業の担い手となる者を対象に、農業機械の基本操作及び農作業安全に関する知識、安全な道路走行を習得させるとともに、道路走行上必要な運転免許証の取得を目的とする。

更に、農業機械の利用組織等における農業機械作業の管理者及び指導者等として活動するため必要な知識・技能を修得させることを目的とする。

2 研修実施主体及び研修・免許試験会場

〒384-0807 小諸市大字山浦4857の1

長野県農業大学校 研修部 TEL 0267-22-0214

FAX 0267-22-0241

3 研修内容

農業機械に関する基礎知識及び安全かつ効率的に使用するための一般知識、基礎運転技術を習得するとともに、農業用トラクター等の運転に必要な大型特殊免許（農耕車）及びけん引免許（農耕車）の取得に向けた研修を行う。

4 受講対象者及び条件

- (1) 長野県内で農業を学ぶ学生及び農業従事者。また、運転免許証の住所が長野県内である者。
- (2) 大型特殊（農耕車）研修を希望する者は、普通・準中型又は中型自動車運転免許の取得者で学科試験が免除される者であること。
- (3) けん引（農耕車）研修を希望する者は、大型特殊又は大型特殊（農耕車）免許の取得者であること。
また、本校での大型特殊（農耕車）運転免許試験に合格した者でけん引（農耕車）の研修を希望する者は、研修開始14日前までに新免許証の交付を受けた者でなければ受講できない。
- (4) 視力（裸眼又は矯正後の視力）
 - ア 大型特殊（農耕車）
片眼各0.3以上、両眼で0.7以上、ただし、1眼の視力が0.3に満たない者、若しくは1眼が見えない者については、他眼の視野（左右）が150度以上で視力が0.7以上であること。
 - イ けん引（農耕車）
片眼各0.5以上、両眼で0.8以上、深視力誤差2cm以内であること。ただし、両眼の内1眼の視力が0.5に満たない者、若しくは1眼が見えない者については受講できない。
- (5) 外国籍の者は、日本の運転免許証を取得していること。運転免許証の住所が長野県内であること。
また、研修期間及び試験日に通訳の方が同席できること。

5 申し込み方法

- (1) 農業従事者で受講を希望する者は、6の研修実施期日の受付期間内に、往復はがきで申し込む。
また、往復はがきの往信面の裏に下記の①～⑨までの事項を記入すること。（別紙1の往復はがき記入例を参照）個人情報のため保護が必要と思われる場合は、受講希望者が情報保護シールを購入し張ること。
記入漏れがあった場合、受付はできないので注意すること。
※ 記入事項
 - ① 希望研修項目
 - ② 希望する回
 - ③ 研修期間
 - ④ 住所（郵便番号も記入ください）
 - ⑤ 氏名（フリガナも記入すること）
 - ⑥ 年齢
 - ⑦ 性別
 - ⑧ 確実に連絡が取れる連絡先（携帯番号）
 - ⑨ 宿泊希望の有無
- (2) 往復はがきは受講希望者1名につき1枚とすること。1枚の往復はがきで複数の希望者の申し込みはできない。
- (3) 申込者が多数の場合は、抽選により受講者を決定する。受講の可否については申込者に別途通知する。
- (4) 受講が決定した者の変更はできない。受講ができなくなった場合は速やかに農業大学校研修部(0267-22-0214)まで連絡すること。

6 研修実施期日

研修項目	回	受付期間	研修期間	試験日
大型特殊 (農耕車)	※第1回	4月5日～4月15日 (必着)	5月18日(火)～5月20日(木)	5月21日(金)
	第2回	5月6日～5月17日 (必着)	6月15日(火)～6月17日(木)	6月18日(金)
	第3回	5月24日～6月3日 (必着)	6月29日(火)～7月1日(木)	7月2日(金)
	第4回	6月7日～6月17日 (必着)	7月13日(火)～7月15日(木)	7月16日(金)
	第5回	6月21日～7月1日 (必着)	7月27日(火)～7月29日(木)	7月30日(金)
	第6回	7月20日～7月29日 (必着)	9月14日(火)～9月16日(木)	9月17日(金)
	第7回	8月2日～8月12日 (必着)	9月28日(火)～9月30日(木)	10月1日(金)
	第8回	9月6日～9月16日 (必着)	10月26日(火)～10月28日(木)	10月29日(金)
	第9回	9月21日～9月30日 (必着)	11月9日(火)～11月11日(木)	11月12日(金)
けん引 (農耕車)	※第1回	4月19日～4月28日 (必着)	6月1日(火)～6月3日(木)	6月4日(金)
	第2回	7月5日～7月15日 (必着)	8月31日(火)～9月2日(木)	9月3日(金)
	第3回	8月16日～8月26日 (必着)	10月12日(火)～10月14日(木)	10月15日(金)

※: 女性優先回

7 定員及び受講対象者

研修項目	定員	受講対象者	備考
大型特殊(農耕車)研修	25人	免許証記載住所が長野県内である ・農業関係大学校生 ・農業従事者	・農業関係大学校生が優先 ・農業従事者の申込が多数の場合は、抽選により受講者を決定する
けん引車(農耕車)研修	20人		

8 講師

講師は、農業大学校の職員があたるものとする。

9 研修日程

(1) 大型特殊（農耕車）研修

時間 日程	午 前				午 後		夜 間	
	9:00	9:15	10:00	12:00	13:00	16:30	16:45	18:00
第1日		受 付	開講式 オリエンテーション	[講] トラクター操作 の基礎知識	[実] 始業点検 トラクター基礎運転練習 終業点検		[講] 道路走行注意事項	
第2日	[実] 始業点検 トラクター基礎運転模擬試験				[実] トラクター道路走行練習 終業点検		[講] 農作業安全	
第3日	[実] 始業点検 トラクター基礎運転模擬試験				[実] トラクター道路走行練習 終業点検 受験相談		[講] 受験上の注意事項 閉講式	
第4日	運転免許試験				運転免許試験 片づけ 試験結果発表			

(2) けん引（農耕車）研修

時間 日程	午 前				午 後		夜 間	
	9:00	9:15	10:00	12:00	11:00	16:30	16:45	18:00
第1日		受 付	開講式 オリエンテーション	[講] トラクター操作 の基礎知識	[実] 始業点検 けん引基礎運転練習 終業点検		[講] 道路走行注意事項	
第2日	[実] 始業点検 けん引基礎運転模擬試験				[実] けん引道路走行練習 終業点検		[講] 農作業安全	
第3日	[実] 始業点検 けん引基礎運転模擬試験				[実] けん引道路走行練習 終業点検 受験相談		[講] 受験上の注意事項 閉講式	
第4日	運転免許試験				運転免許試験 片づけ 試験結果発表			

10 受講申請

(1) 受講が可能となった者は、農業機械利用技能研修受講申請書（様式1号農業従事者受講申請用）に（3）の
ア、イ、ウを添付し、研修開始14日前までに農業大学校研修部（小諸キャンパス）へ郵送する。学生につい
ては、研修開始21日前までに提出する。

申請書は、農業大学校研修部のホームページからダウンロードすることもできる。また、農業農村支援セン
ターでも入手することもできる。

(2) 受講申請書に記載する本籍については、事前に確認し番地まで記載すること。

(3) 添付書類

ア 現有運転免許証の表と裏の写し

イ 運転免許証用写真（縦3cm×横2.4cm）1枚（表面に汚れ、キズを付けないように注意すること）

※写真撮影上の注意事項

提出された写真を直接運転免許証に使うので、基準を満たさない場合は撮り直しを指示することがある
ので、以下の事項をよく確認し撮影すること。

基準：縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景で6ヶ月以内に撮影したもの。

頭の上に4mm程度の余白をとること。表面にキズ、汚れが無いこと。

- ・写真館等で撮影したものが望ましい。
- ・スナップ写真、色メガネ、カラーコンタクト、鼻ピアス等を装着した写真及びメガネレンズの反射した写真は不可。レンズに光が反射する場合には、メガネをはずして撮ること。
- ・前髪やメガネのフレーム等で目（目尻等）が隠れないように注意すること。
- ・現有免許証の写真と比べ、顔の写りが大きすぎたり、小さくならないように注意すること。
- ・画像が不鮮明なもの、粒子が粗いものは不可。
- ・裏面にサインペン等で、表に筆圧（記入した文字の跡）が出ないように軽く氏名を記載すること。
- ・写真の表面に汚れ、キズ（クリップ跡等）がつかないように、空き封筒等に入れ提出すること。

ウ 宿泊、食事を希望する者は、宿泊及び食事申込書（別紙3）

- (4) 長野県内の農業関係大学校生の場合は、学部長・科長・団体の長が農業機械利用技能研修受講申請書（様式第2号学生申請用）に10の（3）のア、イ、ウと別紙2学生用名簿を添付し、研修開始14日前までに農業大学校研修部（小諸キャンパス）へ提出する。
- (5) 申込書に添付された運転免許証の写し等、個人情報に関する書類は運転免許試験終了後、直ちに適切に処理し本研修以外には使用しない。また、送付された書類等は返却しない。

11 受講の通知

受講に必要な書類が提出され受講資格を満たしている者には、研修開始7日前までに届くように、受講通知を送付する。

12 研修費用

(1) 次の費用を研修初日の受付時に現金で納入する。

ア 受講料	大型特殊（農耕車）・けん引（農耕車）研修	各 13,500円
イ 免許試験受験手数料	大型特殊（農耕車）・けん引（農耕車）免許試験	各 2,600円
ウ 研修損害保険料	600円	
エ 研修雑費	200円	
オ 宿泊費（希望者）	4月～10月は3,410円（3泊分） 11月～12月は3,710円（暖房費を含めた3泊分）	
カ 食費（希望者）	朝 550円/食、昼 650円/食、夕 650円/食	

(2) 研修のキャンセル

止むを得ず研修をキャンセルする場合には、速やかに電話で連絡すること。なお、連絡は必ず土日及び祝日を除く平日の8時30分から17時の間にすること。

研修開講3日前（土日及び祝日を除く）から以下のとおりキャンセル料が発生する。支払い方法等は、後日別途連絡する。

- ア 研修開講3日前から前日
食事注文者は、研修1日目の食事代を徴収する。
- イ 当日の研修受付開始前
食事注文者は、研修1日目と2日目の食事代を徴収する。
- ウ 当日の研修受付後
全額徴収する。

13 修了証の交付

長野県農業大学校研修規定により研修修了者に対し修了証書を交付するものとする。

14 持参品

- (1) 運転免許証、眼鏡等（条件付者）。忘れた場合は運転免許試験の受験はできない。
- (2) 筆記用具（黒ボールペン必須）、長袖作業衣（ジャージ等での受講は不可）、運転に適した靴、雨具、防寒着、日用品。宿泊者は、寝巻、着替え、洗面用具等生活に必要なもの。

15 留意事項

- (1) 運転免許試験にあたっては、視力、深視力の適正試験も行うので十分留意すること。
適性試験に合格しなければ、運転免許試験は受験できない。
視力に不安のある者は、事前に眼科医等の検査を受け、裸眼で基準に達しない者は、眼鏡等を準備しておくこと。
- (2) 平成26年6月1日からの道路交通法の改正施行に伴い、一定の病気（意識障害等）や安全運転に支障を及ぼす恐れのある方は、運転適性相談を受け（最寄りの免許センター又は警察署）、適性相談修了書の交付を受けること。適正相談修了証がない場合は、運転免許試験を受験できないことがある。
また、すでに適正相談修了証がある者は、事前にその旨を農業大学校研修部へ連絡すること。
別紙「改正道路交通法の施行に伴う大型特殊免許及びけん引免許取得研修の留意点について」を良く読み、3の項目に該当する者は、受講前に農業大学校研修部へ連絡（0267-22-0214）すること。
- (3) 事前に道路交通法及び関連法規を十分理解しておくこと。
- (4) 運転免許試験に合格した場合は、免許交付まで3週間前後かかる。それ以前には交付されない。

別紙1 往復はがきの記入の仕方
記入漏れ、記入間違いが無いよう確認してください。

往信（表）

返信（裏）

<p>切手</p> <p>384-0807</p> <p>往信</p> <p>小諸市大字山浦4857-1</p> <p>長野県農業大学校 研修部 行</p>	<p>※ この面には、</p> <p>何も書かないでください。</p>
--	-------------------------------------

返信（表）

往信（裏）

<p>切手</p> <p>□□□-□□□□</p> <p>受講希望者の郵便番号</p> <p>受講希望者の住所</p> <p>受講希望者のお名前 様</p>	<ol style="list-style-type: none">① 希望研修項目（例：大特（農耕車））② 希望する回（例：第〇回）③ 研修期間（例：〇月〇日～〇月〇日）④ 住所（郵便番号も記入ください）⑤ 氏名（フリガナも記入ください）⑥ 年齢⑦ 性別⑧ 確実に連絡が取れる連絡先（携帯番号）⑨ 宿泊希望の有無（例：宿泊希望無し）
--	---

農業機械利用技能研修受講申請書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

氏 名 ④

長野県農業大学校において実施される農業機械利用技能研修について下記のとおり申請します。
なお、受講に当たっては、研修受講の留意事項に従います。

記

1 受講希望研修及び研修期間

受講希望研修	・大型特殊（農耕車） ・ けん引（農耕車） 希望種類に○をする
研修期間	月 日 ～ 月 日

2 受講者

(フリガナ) 氏名	()	生年 月日		性別		年齢	
本籍（地番まで記入）							
免許証記載住所							
受講通知送付先住所	〒 -						
携帯番号				緊急連絡先			
現在の職業	受講後の職業				現有免許		

- (注) ・上記内容は、運転免許試験申請書に記載するので楷書で丁寧に記入すること。
・氏名のフリガナ、携帯電話番号（固定電話番号可）を必ず記入すること。
・緊急時の連絡先は緊急時に家族等に連絡がつく電話番号等を記入すること。
・添付書類
運転免許証の写し（表・裏）
免許用写真（縦3cm×横2.4cm）1枚（表面にキズ、しわ、汚れ等を付けないこと）。
写真については、10の（3）の注意をよく確認し、写真館等専門店で撮影すること。

農業機械利用技能研修受講申請書

番 号
年 月 日

農業大学校長 様

学 部 長
研究科・実科長
団 体 の 長

㊟

農業機械利用技能研修の受講については、別紙受講者名簿のとおりです。
なお、研修受講に当たっては、研修受講の留意事項及び研修館宿泊上の注意事項に従います。

1 受講希望研修及び研修期間

受講希望研修 (希望研修に○をする)	・大型特殊 (農耕車) ・けん引 (農耕車)
研修期間	月 日 ~ 月 日
受講人数	
担当者名	
緊急連絡先	

2 添付書類等

- ・別紙2 学生用受講者名簿
- ・運転免許証の写し (表・裏)
- ・免許用写真 (縦3cm×横2.4cm) 1枚
- ・宿泊・食事申込書 (宿泊する場合)

3 その他注意事項

- ・緊急連絡先には学校 (団体) の担当者に連絡できる携帯電話番号または固定電話番号等を記入すること。

別紙2 学生用受講者名簿

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	性別	本籍 (地番まで記載)	免許証記載住所	携帯電話又は 固定電話番号	宿 泊 (宿泊する 者に○印)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- ・氏名にはフリガナを記入すること。
- ・学生寮等に寄宿する者については、帰省先の電話番号または携帯電話番号を記入すること。(寮等の電話番号は不可)

宿 泊・食 事 申 込 書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

申込者 住 所

氏 名

㊞

次のとおり宿泊・食事を申し込みます。

なお、受講に当たっては、研修受講の留意事項及び研修館宿泊上の注意事項に従います。

<研修期間> 年 月 日 () ~ 月 日 ()

<免許試験日> 年 月 日 ()

	宿 泊	朝 食	昼 食	夕 食
月 日 () 【研修1日目】				
日 () 【研修2日目】				
日 () 【研修3日目】				
日 () 【試験日】				

(注) 必要な欄に○印をしてください。

学生の場合は、各部科で人数をまとめて数を記入してください。

宿泊申込み者は必ず食事の申込みをしてください。欠食はできません。

宿泊のみ(素泊まり)はできません。

改正道路交通法の施行に伴う大型特殊免許及びけん引免許取得研修の留意点について

長野県農業大学校研修部

1 内容

平成26年6月1日から改正道路交通法の施行に伴い一定の病気等や自動車等の安全な運転に支障が及ぼすおそれのある場合は、道路交通の安全確保の観点から試験が受けられない場合がある。

そのため、意識障害等の持病がある方で、最寄りの免許センターの運転適性相談修了書を交付されていない場合は、研修を受けても運転免許試験を受験でない。

2 法改正の背景

平成23年4月18日に鹿沼市で発生したクレーン車による登校中の児童6名死亡事故や平成24年4月12日に京都市で死傷者多数等の交通事故発生等を踏まえ法律が改正された。

3 運転免許センター等との運転適性相談について

下記(1)～(7)までの項目について、1つでも「はい」との回答がある場合は、運転免許センター等で運転適性相談を受けなければならない場合があるので、受講の前に農業大学校研修部(0267-22-0214)へ連絡すること。連絡せず受講した場合は、試験が受けられないことがある。

- (1) 病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として又は原因は明らかでないが意識を失ったことがあるか。
- (2) 病気を原因として身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがあるか。
- (3) 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず日中活動している最中眠り込んでしまった回数が週3日以上あったことがあるか。
- (4) 飲酒を繰り返し絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上あるか。
- (5) 病気の治療のため医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず飲酒したことが3回以上あるか。
- (6) 病気を理由として医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けているか。
- (7) 意識障害等の持病があるか。

4 上記(1)～(6)の項目については、試験当日の「質問票」で回答する項目である。

5 「質問票」に虚偽の記載をして提出した場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

研修受講の留意事項

I 農業機械利用技能研修

- 1 平成26年6月1日からの改正道路交通法の施行に伴い、「改正道路交通法の施行に伴う大型特殊及びけん引免許取得研修の留意点について」を確認すること。
- 2 研修経費の納入については、研修初日の受付時に現金で納入する（おつりのないようにご協力ください）。
- 3 宿泊を希望された方で食物アレルギーがある場合は研修開始7日前までに連絡すること。
- 4 受講できなくなった場合は、速やかに連絡すること。開始日直前の場合はキャンセル料が発生する。
- 5 持参品
 - (1) 運転免許証、眼鏡等（条件付者）：忘れた場合は運転免許試験の受験はできません。
 - (2) 筆記用具（黒ボールペン）、雨具、長靴、寝巻（宿泊者）、防寒着、日用品等
 - (3) 作業着：必ず長袖の作業着を持参してください。受験時の服装は、長袖の作業着となります。
 - (4) 宿泊者は、研修期間中に必要と思われる日用品。
 - (5) 通いの方は昼食（周辺に食堂、コンビニエンスストアはありません）。
- 6 その他
 - (1) 運転免許試験にあたっては、適性試験（視力検査）を行い、以下の基準に満たない者は試験を受けることができない。

裸眼又は矯正後の視力

 - ア 大型特殊（農耕車）

両眼で0.7以上かつ1眼でそれぞれ0.3以上あること。
ただし、1眼の視力が0.3に満たない者、若しくは1眼が見えない者については、他眼の視野（左右）が150度以上で、視力が0.7以上あること。
 - イ けん引（農耕車）

視力両眼で0.8以上かつ1眼でそれぞれ0.5以上、深視力三桿法、奥行知覚検査器により3回検査し、その平均誤差が2cm以下であること。
ただし、両眼の内1眼の視力が0.5に満たない者、若しくは1眼が見えない者については受講できない。

※視力に不安のある者は事前に検査をし、眼鏡等を適正なものにしておくこと。
 - (2) 免停、取り消し処分中の者は、運転免許試験の受験はでない。
 - (3) 事前に道路交通法及び関連法規を十分理解しておくこと。
 - (4) 通いで受講する場合、事故等については一切責任を負わない。

研修館宿泊上の注意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人ごみの中でのマスクの着用、手洗い手指の消毒）など基本的な感染防止策を徹底すること。

- 1 宿泊部屋の使用
 - ・整理整頓に心がけ、綺麗に使用すること。
 - ・汚れた作業着等では入室しないこと。
- 2 生活関係
 - (1) 食事、飲食等
 - ・ 飲食は必ず食堂を使用し、決められた時間内に済ませること。
 - ・ 宿泊部屋、研修室、談話室、ロビーでの飲食は禁止。
 - ・ 食事の準備及び片付けはセルフサービス。
 - ・ 食後、残飯等は指定された所に入れ、お碗は軽くゆすいでから返すこと。
 - ・ 食後はテーブルの上を拭くなど、使用した場所及び汚した場所は各自で清掃すること。
 - ・ 使用した茶わん、急須等は使用者が必ず洗い元の位置に戻すこと。
 - ・ ポットは空炊きしないよう使用時は注意すること。
 - (2) 入 浴
 - ・ 講義等終了後から22時まで。22時以降お湯は出ない。
 - (3) 寝 具
 - ・ シーツ、枕カバーを必ず着用すること。パジャマ等も必ず着用すること。
 - ・ 研修最終日の朝には、シーツと枕カバー、布団カバー、毛布カバーを外して各階にあるケースに入れること。また、布団、毛布等は入室時と同様に部屋の隅に整頓して積んでおくこと。
 - (4) ゴ ミ
 - ・ 燃えるゴミと資源ゴミは分別を行い、1階ロビーの所定の場所に出すこと。
 - ・ カン、ビン、ペットボトル（ラベルは剥がし資源ゴミへ）は、容器の中を水でゆすぎ研修館の裏の所定の場所に出すこと。
 - (6) 冷蔵庫
 - ・ 各階にある冷蔵庫を使用する場合は、各自で管理を行うこと。
 - (7) 洗 濯
 - ・ 男性は2階洗面所の左にある洗濯機を使用する。
 - ・ 女性は1階女性風呂に入って左にある洗濯機を使用する。
- 3 清掃

研修期間中は分担表に従い、決められた場所、時間に行うこと。
宿泊部屋は研修終了後の退室前に必ず掃除し、ゴミは分別し1Fの所定の場所に出すこと。
また、部屋や洗面所、冷蔵庫等に忘れ物がないか確認すること。
- 4 忘れ物

退室の際、研修室等必ず確認すること。
忘れものがあつた場合、7日間は保管するが、連絡がない場合は処分する。
- 5 その他注意事項
 - (1) 他者に迷惑のかかる行動はしない。
 - (2) 貴重品類は各自の責任で管理すること。
 - (3) 施設、機器類を故意に破損した場合は、修繕費・修理費を請求する。
 - (4) 研修館及び各施設内は禁煙。喫煙は決められた場所で行うこと。
 - (5) 退去時に宿泊部屋等使用カ所の点検を行い、新たな施設の破損等が確認された場合は、修繕費等を請求する。
- 6 緊急時等の対応

体調不良等、その他問題が生じた場合は、宿直者に申し出て、その指示に従うこと。